○厚生労働省告示第三百十二号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十二条の規定に基づき、平成二十三年度における共同募金の実施期間を、東京都及び広島県以外の道府県にあっては平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日まで、東京都及び広島県にあっては平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第三百十三号

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第六条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める手数料の金額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

表キャリア・コンサルティングの項の次に次のように加える。

ピアノ調律	社団法人日本ピアノ調律師協会（昭和四十八年十一月五日に社団法人日本ピアノ調律師協会という名称で設立された法人をいう。）が実施する次の試験に係るもの 一　一級 実技試験　二九、五〇〇円 学科試験　八、五〇〇円 二　二級 実技試験　二六、五〇〇円 学科試験　八、五〇〇円 三　三級 実技試験　二三、五〇〇円 学科試験　八、五〇〇円

○農林水産省告示第千六百七十四号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第1の1の⑴のシただし書の規定に基づき、組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を含む飼料の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。なお、平成十四年十一月二十六日農林水産省告示第千七百八十一号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えＤＮＡ技術によって得られた生物の混入基準を定める件）は、廃止する。

平成二十三年九月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の⑴のシただし書の農林水産大臣が定める基準は、次の表のとおりとする。

対象	基準
組換えＤＮＡ技術によって得られた生物の全部又は一部を含む飼料の安全性を確保する上で我が国と同等又はそれ以上の水準の安全性に関する審査の制度を有すると農林水産大臣が認める外国政府の審査により安全性が確認されている飼料	組換えＤＮＡ技術によって得られた生物の混入率が一％以下であること。
飼料としての安全性が確認されていない農作物であって飼料の用に供することが目的とされていないものの全部又は一部を含む飼料	我が国において当該農作物の食品としての安全性が確認されていること。

○経済産業省告示第百八十六号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月一日

経済産業大臣　海江田万里

（一）　国内登録検査機関の名称　一般財団法人日本品質保証機構

（二）　追加する事業所の名称及び所在地　一般財団法人日本品質保証機構北関西試験センター試験部彩都電磁環境試験所

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目3番１０号

（三）　変更年月日　平成二十三年九月一日

○国土交通省告示第八百七十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第１項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1133	水セメント比と最小かぶり厚さの特別な組み合わせによるプレキャスト鉄筋コンクリートを用いる構造方法に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	レスコハウス株式会社	東京都文京区西片一丁目17番８号	平成23年8月18日

○国土交通省告示第八百七十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第１項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年九月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1134	水セメント比と最小かぶり厚さの特別な組み合わせによるプレキャスト鉄筋コンクリートを用いる構造方法に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	日本ハウス株式会社	山口県周南市沖見町二丁目１番地	平成23年8月18日

○東北地方整備局告示第百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第１項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年九月１日

東北地方整備局長　徳山日出男

第１　起業者の名称　秋田県

第２　事業の種類　県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道７号交差点工事

第３　起業地

１　収用の部分　秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内

２　使用の部分　なし